

# 『歴代宝案』を読むための用語解説

凡例

一、本稿は『歴代宝案』第一集（訳注本第一、二冊）所収の文書の中から、重要と思われる公文書用語を選んで解説を付したものである。公文書用語は、同一の語であっても時代の変遷とともにその意味や用法に変化がみられる。このため解説の内容は、特に必要な場合を除き、第一集に収められた明から清初にかけての文書の範囲内にとどめた。

一、各項目の配列は五十音順、同音の場合は画数順とする。

一、解説の補助として、必要と思われる個所に『歴代宝案』第一集から適宜用例を選んで付した。用例の後の数字は出典の文書番号である。

一、説明の便宜上、以下のような略称を用いた。

『宝案』 『歴代宝案』第一集。

機関 諸官庁、およびそれを代表する長官。いわゆる衙門をさす。

下行文 上級機関から下級機関へ送る文書。

平行文 同等機関の間でとりかわす文書。

上行文 下級機関から上級機関へ送る文書。

一、解説にあたり『歴代宝案』のほか、以下の参考資料を用いた。

( ) 内は略称。

『正徳大明会典』汲古書院影印本 一九八九年（主として巻七五を参照）

『明会典』（『万曆会典』）万曆十五年刊 北京・中華書局活字本 一九九八年（主として巻七五・七六を参照）

前田恭作遺稿・末松保和編『訓読史文 附史文輯覧』（『史文』）

一九四二年 国書刊行会影印本 一九七五年

中央研究院歴史語言研究所編刊『明清史料』（甲—癸編）一九三

〇—七五年 台北・維新書局影印本 一九七二年

『大清会典』康熙三四、五年刊（主として巻四七を参照）

『大清会典』（『光緒会典』）光緒二五年刊 北京・中華書局影印

本 一九九一年（主として巻三〇を参照）

『大清会典事例』光緒二五年刊 北京・中華書局影印本 一九

九一年（主として巻四〇九・四一〇を参照）

黄六鴻『福惠全書』康熙三三年自序 嘉永三年和刻本 汲古書

院影印本 一九七三年

## あ行

**案** 公文書の総称。また事件、の意。実際の用例では各文書の内容に伴って語のさす範囲が限定される。『宝案』にみられる案の用法の主なものは以下のものである。

- (1) 公文書一般をさす（抄案・立案）。
- (2) 保存してある公文書。ただし收受したばかりの文書から過去の先例や法律を集めた会典などを含む広義の保存書類をさす（案查・案照・在案・存案）。
- (3) 法律上の事件、あるいはその一件書類（旧案〔〇五〇一〕・銷案〔一一〇四〕）。

(4) 事案、案件。「查得、琉球貿易一案、詳奉憲批、遵即檄行福防庁監看貿易去後。」〔一一〇五〕

(5) 奉・准などうけとった文書を引用する時の語に冠して用いる。特に強い意味はなく、用法は案を付加しない場合と同じである（案奉・案准・案拠）。

**案験** 下行文の一つ。明初から清初まで使用された文書で、都察院の各御史のほか、六部などの官で部外に出向した者が自己の管轄下の機関に指示を与えるために用いた。使用方法は独特で、指示を与えるべき機関に所属する下級官吏をよびよせて案験を書き写させ（抄案）、その写しを持ち帰って所属機関の長に報告することにより（回司・回呈）、指示内容を伝達する。このように迂遠な方法がとられたのは、互いに直接的な統属関係のない機関に指示する必要性による

ものである。『宝案』では巡撫・巡按・総督から布政司への案験のほか、各道から海防館への案験の例がある（二九二三）。なお『宝案』中の使用例は康熙二十八年（一一〇四）が最後で、それ以降は同様の目的で案験と併用されていた牌（憲牌・令牌などと称される）のみが用いられた。

**案查** 保存書類を調べたところ、の意。本件に関連した事件や過去の類似の事例を調査し、その結果を記述するとき前置きとする語。ひきつづいて記述されることがらには確実な文書の根拠がある、ということであらかじめ明示する作用をもつ。文章の末尾に「在案」「去後」など記述がいったん終了したことを示す語句を伴うことがある。

「案查万曆二十九年稿開、該国進貢方物、通国印結及世子特具表文奏請承襲。聖旨下部、本部查例具題冊封。此該国襲封之旧例也。」〔四〇六〕

**案照** 関係文書によれば、の意。本件に関連のある特定の保存文書に基づき、その内容を引用あるいは略記するとき前置きとする語。保存文書について記述した後、さらにその後の経過に言及することもある。引用の場合には、根拠とした保存文書の件名や收受の日付、発文者、文書の種類を明示することが多い（案照、先為進貢事。康熙十二年三月二十六日准琉球国中山王世子尚 咨開、…〔二〇一〇四〕）。この語は礼部の咨には使われておらず、もっぱら布政司と琉球の咨の中にみられる。また根拠とされる保存文書は咨・憲牌・批など種類はさまざまであるが、すべて個別の公文書で、会典などは含まれていない。

**案呈** 諸官庁の所属機関からその長官あるいはそれに準ずる官の決裁

を仰ぐため、文書を提出すること。またその文書。『宝案』『吏文』には六部の清吏司・諸官庁の経歴司の案呈がみえるほか、『万曆会典』卷二一四、大理寺に、左右寺から大理寺への案呈の例がある。

『宝案』の文書では、「案呈」は主として冒頭・中間・末尾の三ヶ所にみられる。冒頭部では①「該本部題、…清吏司案呈、奉本部送△△（文書名）」または②「…清吏司案呈、奉本部送△△（文書名）」という二種の慣用句的な文章に用いられる（奉本部送△△は、本部の送達された△△という文書をうけとりました、の意で、六部が收受した文書を処理のため担当の清吏司に下し、担当がそれをうけとったことを述べた文章である。通例この後にその文書が引用される。また文書名は省略されることがある）。①は明代にのみあらわれる表現で、上掲の本部の題奏は担当の清吏司の案呈に基づくが、それは本部が先に下した文書をうけて提出されたものである、の意。この①の文中の案呈は題奏を目的とする。②は明清いずれにもみられ、担当の清吏司が本部から下された文書の処理につき案呈した、の意。実際の用例からみて②の案呈は、もっぱら六部が收受した文書の内容を他の機関に通知するためのものであり、本文書の発出を目的とする、といえる。

中間・末尾においては「案呈到部」のように用いられる。担当の清吏司が部の長官に案呈した、の意である。①の案呈では、文書の中間部、上奏された題本の引用文の真ん中あたりにこの句がおかれ、以下の案呈の中核をなす建議の文章（通例「該本部（該臣等）看得」で始まる）を導き、同時にその部分の起点を明確にする作用をする。②の案呈では結尾の文章の直前にこの句がおかれ、以下に「擬合就

行」などで始まる本文書の発出にかかわる文章を伴う。ただしこの末尾の「案呈到部」は省略されている文書が多い。

なお明代では一つの文書に①、②の案呈が両方とも使われていることがあるが、清代では②のみである（〇五〇二注（4）参照）。また清代の文書には冒頭の②の文が簡略化されて「…清吏司案呈」とか、文書名の「礼科抄出」だけを記すものも多い。

**以憑察奪**（…を提出すれば）それに基づいて決定を下す、の意。下行文においてよく指示用語として用いられる。下級機関に対してある文書を提出するよう要求し、それが提出されたら吟味したうえで決裁して事を処理する、という上級機関の意志を伝える慣用句。通例としてこの句の直前に提出されるべき文書の名称と提出命令が明記される。察奪の部分はしばしば類似の語句と入れかえて用いられる。「奉總督福建浙江部院王 憲牌、本年閏三月…、其余員役仍即遵照令坐原船二隻先行摘發、開駕回國日期一併具文詳報、以憑察奪。毋違、等因。奉此。」（一一〇四）

**以聞** 上言いたします、の意。表・箋の結語の常套句で、「奉表以聞」「奉箋稱賀以聞」などのように用いる。なお奏の結語は明代には「謹具奏聞」が定制であり、『宝案』の明代の奏もこれに準じて以聞は用いていないが、清代では奏の結語を以聞とする例がみられる。

**依議** 上奏した提案どおりに処理せよ、の意。皇帝の指令用語の一つ。上奏文に述べられた方策に対して皇帝が同意を与えるときに用いる。**依奉** ご命令により、の意。下級機関が上級機関の指令に従って事を行うことをあらわす敬語。上級機関の指令について記述した後、続いて下級機関のとった処置について述べるとき、前置きとする。

「宝案」では、依奉は巡撫・総督の指令を受けるときに用いられ、それより格下の巡按・各道などの指令に対しては依蒙が用いられている。「奉撫院憲票、…等因。依奉、該本司查照、…」(〇七・一七)、  
「又蒙巡按：憲牌、…等因、到司。依蒙將有行文卷免、…」(〇七・〇九)

委 (1) 委任する、の意。明清代、上級機関が自己の管轄下の官吏を選んで、専任官を設けていない特定の職務の執行を一時まかせること。

「宝案」では貢船の検査業務などに関して用例がある。「所有隨帶貢物・人数、即委都司劉弘基等盤驗。」(〇五・〇九)

(2) たしかに、確実に、の意。「其林元係中国人、委難并免。」(〇七・〇九)

委官 委に同じで、専官のいない職務を委任すること。またそれを委任された官吏。「其齋解方物、照例另行委官、同彼國來使齋進。」(一〇・〇五)

為此 このために、右の件につき、ここに、の意。問題の件に関する記述を終え、続いてその件に対して自己のとるべき措置や建議・意見などを述べるとき、前置きとする語。正文の終了後、結びの文章をみちびくために用いる例が多い。

為照 かんがえるに、の意。道理や常法など、誰でも知っているような自明のことがらを論拠として自己の見解を述べるとき、前置きとする語。保存書類・先例などの特定の根拠によらないとき用いる。

「為照、我國家威德遠被、四夷咸賓。故海外琉球諸夷之向風者、不憚梯山航海、稽首以納貢。」(〇七・〇四)

為：事 …の件、の意。公文書の冒頭部におく定形句で、…の部分に

その文書の内容の概略を記入して、文書発行の目的をはじめに明示する。また文中で個別の保存文書を引用するときなどの件名としてしばしば用いられる。「礼部主客清吏司、為襲爵事。」(〇四・〇一)、  
「案照、先為迎接天使事。准琉球國咨稱：…」(〇七・一一)、  
「又為報明事。康熙二十五年八月十二日奉總督部院王 案驗、…」(一一・〇一)

移 (1) 同等機関に公文書を送ること。またその文書。咨・関・付文などの平行文について用いる。「理合移咨知会。」(〇四・〇三)

(2) 清代、平行文の一つ。互いに統属関係にないやや品級の低い機関(布政司・按察司・道以下)の間で交換する文書(「光緒會典」)。

移会 (1) 平行文を送って知らせること。「仍咨移会福建布政使司、轉詳兩院：…」(一一・二四)

(2) 清代、平行文の一つ。在京の一部の同等機関の間で用いる。

移行 公文書を送ること。

移覆 平行文を送って回答する。

一体 一律に、全体に、の意。下級機関や人民への通達・布告などの中で、その文書の内容を関連の下級機関や人員の全員に、あるいは人民全体に周知し順守させることを指示するとき用いる。「其暹羅・交趾、原一体申禁、無閩・粵之分。」(〇四・一一)

一同 一緒に、まとめて、の意。複数の人員や物などを一まとめにして処置するとき用いる。「欲將補貢方物、一同裝運奉獻。」(一一・一二)

六)

一併 一緒に、同時に、の意。二つ以上の案件を同時に処理するとき用いる。「其餘員役即令仍坐原船二隻先行摘發回國、將開駕日期一

併具文詳報。」(一一一〇八)

印結 公印を押しした結の意か(結を参照)。「宝案」では、琉球国王の冊封を請求するにあたって中国側に提出する官民連判の保証状をさして、印信結状・印信甘結・印信保結などと称するが、略して印結ということが多い。なお印信は官吏の公印。印結の実例が(一八一二三)(二〇二六)(二一三〇)である。

院 (1)明代、巡撫・巡按の略称。(2)清代、総督・巡撫の略称。なお(1)(2)いずれの場合も二人あわせて両院という。

縁由(繇) 由と同意で、原因、理由、子細、…の件、の意。また引用文の末尾を「等縁由」でくることがある。その場合の意義・用法は「等因」と同じ。布政司の報告書(呈・詳)の引用に多く用いられ、時に琉球の咨にも用いる。なお繇は由と同音で、明末の一時期に皇帝の諱を避けて代用された字である。「隨將進貢縁由、已經詳報撫院。」(〇九一二)

か行

可也 (…するのが)よろしいでしょう、…してはいかがか、の意。

問題の案件の処理方法について自己の意見を述べた文章の末尾に付加して、婉曲に許可を請求する意をあらわす。「宝案」では、題本や案呈の末尾に多く用いられている。「該本部題、主客清吏司案呈、…相応仍照嚴禁事例遵行、無再議請、可也、等因。」(〇四一二)

回 (1)帰る、帰す。(2)(文書で)回答する。回答の文書(回文)。

回称 (1)回答の文書によれば、の意。以下に回答の文書の引用文を伴

うことが多い。「統拠本官回称、…等情。到職、拠此。」(〇八一七)  
(2)派遣先から帰ってきた者の報告によれば、の意。「三月二十日、卑職差遣法司馬良弼：去後。統拠馬良弼回称：」(二八一〇三)

回覆(復) (依頼・請求の件について)回答する。またその文書。

回(廻)文 受けとった文書に対する返書。依頼・請求した件に関する回答の文書。

会 合同で、共同して、の意。会同の略。二人以上の官吏が共同で事を行うとき、その作業の内容をあらわす語に冠して用いるが、作業内容により語の意味するところがやや変化する。たとえば文書を発出する場合は連名で、の意となり、検査などの場合は一緒に現場に立ち会って、の意をあらわす(会奏・会題・会勘・会審)。

会議得 みな的一致した見解は、の意。会同議得の略。上行文中に用いる。複数の機関が協議して得た意見や判断を、皇帝や上級機関に報告する文章の前置きとする語。会看得・会同看得もほぼ同じ。

会詳 連名で詳(報告書)を上級機関に提出する。

会同 …と合同で、…と共同して、の意。共同で事を行う者全員、または個々の名称を伴って用いる。「該司、即会同按・都二司、海・兵

二道、詳加酌確、速速詳報。」(〇八一三)

会盤 合同で立ち会って検査すること。会驗も同じ。

届 至る、およぶ、達する。また回・期・次の意で、定期的な行事の次数をあらわす語。「宝案」では朝貢の年次や季節風の時期を示すときに用いられる。「案照、崇禎十一年循歲届及、擬合進貢、不敢稽遲。」(二〇一〇六)

届期 期限(に達する)、期日(になる)。届を参照。

**開** (1)ならべる、列記する、書き出す(開件・開載)。東南アジア関係の文書では、礼物(贈答品)を列挙する前に「今開」と記して用いる。

(2)記述する、の意。称と同様に文書を引用する際に用いられ、引用文の始まりを示す作用をはたす。用法としては、はじめに文書の発出者と文書の種類を述べ、続いて「内開」と記してから文章を引用し、最後に「等因」「等情」などの語句を付加するのが通例である。なお開を用いて引用する方法は『宝案』では清代の文書においてみられる。「主客清吏司案呈、奉本部送礼抄出。該本部題前事内開、先該臣部具題……」(〇五〇一)

**開坐** 列記する、書きつらねる。開も坐もともにならべる、の意。

**開稱** 記述(する)。

**開立** 文書を作成する。

**解** 警護して送る、送りとどける、の意。解運・解送・起解も同意で、人や物などに護衛をつけて送ることをいう(但進貢硫黄、収候煎銷、解部。)(〇七一五)。なお、公文書に付随して人・物を送るときはその文書名を冠して用いる(咨解・詳解)。

**該** (1)上記の、その、それ、かれ、の意。前文にすでに記した機関(通例、自己より下級のもの)や人民、事物をさす代称。直前に記された名をさすことが多い。同じ名をくりかえして記す煩雑さをさけるための用法と考えられる(該館・該司・該部・該撫)。

(2)当該の、あの、の意。問題の案件に関係のある機関などをさす代称。特に個別の名をあげるまでもないような場合に用いる。前文にその機関名などに関する記載はない。「及進到硫黄煎銷成餅、差官解

送南京該庫……」(〇七〇三)

なお一般に該は機関などの略称に冠して用いられるが、(1)の用法のとき稀に一字のみで用いることがある(〇四〇一)注(7)、(〇七〇九)注(39)参照。「一件、朝賀事。洪熙元年……准中山王咨、該、蒙洪熙元年六月十八日欽差礼部郎中漳雲……齎捧詔書、到国開読。」(四三〇二)

**該臣** 前記のもの、の意。題本にみられる用語。題本の提出者が前文においてすでに言及した、自己より下級の者をさすときに用いる代称。なお六部の題本中にはしばしばあらわれる該臣等看得・該臣等議得の該臣等は、具体的にいえば題本の冒頭部に記載された清吏司所属の官のことである。また題本中に単に臣とあるとき、臣はその題本の提出者の自称であり、該臣とは明確に区別して用いられる。

**該部議奏** 当該の部はこの件につき審議して奏答せよ、の意。上奏文に対する皇帝の指令用語の一つ。関係部局に上奏文の内容を検討して意見を述べるよう命ずるときに用いる。該部は六部のうち、問題の案件に関連のある職掌の部を、その名を特定せずに指示する語。ゆえに案件の内容によっては一つとは限らず複数の部に下命される場合もある。

**該部知道** 当該の部はこの件を承知せよ、の意。上奏文に対する皇帝の指令用語の一つ。関係部局に上奏文の案件を送致して適宜に処理させるときに用いる。該部は該部議奏を参照。知道は知る、わかる、理解する、の意。

**該本部** 上記の我が部、の意。六部の題本中においてそれを提出した部が用いる自称。該本部看得は看得を参照。

甘結 官庁に提出する誓約書。甘は万一誓約を違えれば処罰に甘んずる意をあらわす。『宝案』では印結と同じく国王の冊封を要請するときに添える官民連判の保証状をさすときと、福建での交易の際に提出する禁制品を携帯していないむねの誓約書をさすときに用いられる。『随取球使・通事・館夫出具並無夾帶違禁甘結前來、存案外』：(一一〇五)

巻查 (この件につき) ある文書を調べたところでは(…のような次第である)、の意。巻は文巻(公文書)の略か。本件の関係文書の内容や、それを調べて得た事実などを記述するとき前置きとする語。

「宝案」の用例は少ないが、『明清史料』の用例も含めてみると前事・原行事理などの語を後に伴う例が多く、本件と同一案件の特定の文書にもとづき記述する場合に用いるものと思われる。文末を在巻・去後で結ぶことが多い。『巻查前事、万曆四十年経奉勅諭、…』。已具咨文回覆去後。』(〇七一一八)

看議 検討して意見を出す。看は考える、の意。なお看議具奏は、上奏文に対する皇帝の指令用語の一つ。

看得 思うに、考えるに、の意。題本や上行文中において、問題の案件の担当者の見解や処理方針などを述べるとき前置きとする語。その文書の提出者が自己の意見を述べる場合は、看得のみを用いることもあり、また臣・該本部などの自称や、ときには自己の官職名・個人名を加えて用いることもある(該本司左布政使朱 看得、琉球各国使臣、荷蒙皇上柔遠至意頒賜勅書…) (〇九一〇二)。他者の意見を述べる場合は、自己と区別して必ずその人物をさす他称を冠して用いる(該臣看得、該撫看得)。

勘合 割符。真偽を判別するための割印を押した文書の総称。公文書の収発・税物の輸送・官物の支給・官吏の公務出張などの証明書として広汎に使用された。(〇七一〇八)に礼部から福建布政司に送られた皆字勘合による照会の例がある。

関 (1)明代、平行文の一つ。三品以下の同等機関の間で用いる。「蒙此、

已経関府造支并給発衣被銀兩外、為此、故牒前去。」(一九一三)

(2)清代、地方の文官と一部の武官との間で平行文として用い、また一部の地方官が下行文としても用いた(『光緒会典』)。

擬 (1)おしはかる、なぞらえる、の意。方策を建議したり、法律の条文をあてはめるときなどに用いる。

(2)…するつもりである、の意。

擬合就行 ただちに実行にうつすべきであろう、当然に即時実行する予定である、の意。先に受けとった上級や同等機関の文書などの引用文の直後におかれ、指示・通知された案件を処理するにあたり、自分がこれからとらうとしている措置について具体的に述べる前置きとする語句。『宝案』では、礼部の咨と、案驗・憲牌の末尾にみられる。類似の語句に擬合通行・擬合行文知会などがあるが、用法・意義はほぼ同じである。「万曆三十一年十月二十二日、准琉球国咨文、前事。咨称、…等因。備咨到司。准此、已経備関福建按察司、將林元查照外、今准前因、擬合回覆。」(〇七一一〇)

議 論議(する)。意見、主張。ある官吏が単独で自己の意見を述べる場合も議という。

議奏 検討して意見をまとめ皇帝に上奏する。六部などの中央官庁が行う。

議得 考えるに、の意。題本の提出者が、自己や下級官庁などの見解を記述するとき前置きとする語。六部の題本中に用いられるときは、該臣等議得(担当の清吏司の意見を記述するための前置きの語)と同義であることが多い。「宝案」の用例では清代の題本に使用される語で、明代には同じ意味と用法で看得を用いた。なお会議得は複数の機関の合議の結論を記述するとき用いられる。

議覆 皇帝が上奏文中の案件の処理について中央の所管機関に諮問し、その機関が検討のうえ折り返し意見を上奏すること。覆はくりかえす、回答する、の意。議覆した意見を皇帝が裁可した場合、覆准という。

去後 ……した、……して後、……したところ、(……の件については……のように) 処理しおえた、の意。ある問題についてとった対応策を述べる文章の末尾におき、その件はすでに処理済みであることを示す語。その問題が時をおいて現時点の問題とかわりをもつ場合、すぐ後に続いて事態の展開を述べる。「該本司呈詳、看得、脱逃彝人新垣・麻子・大城三名、……遵即嚴行去後。茲擬該署庁申、拋連江県驗報、本月十二日…」(一一〇四)

拋 よる、根拠とする。上級機関がうけとった下級機関からの文書(上行文)を引用するとき用いる語(下行文を引用するときの奉、平行文を引用するときの准に同じ)。「宝案」では主に呈・申などに対して用いられている。通例、拋の後にその文書の提出者名と種類を記し、文書の引用文の後を「等情」「等由」等で結び、続いて「到…」と文書の到着先を略称で示し、最後に「拋此」と記す。「拋此」は文書の引用の終りを明示すると同時に、後続の文章をみちびく作用を

はたす。「統拋通事王克善等呈、乞…、等情。到司。拋此、合就回覆。」(〇八一〇)

拋此 この(文書の)趣旨により、この件につき承した、の意。上行文の引用をしめくるとき用いる語。用法・用例は拋を参照。

繳 ひきわたす、交付する、納める。

(1)人民から官庁に、下級機関から上級機関に税物・文書などを納付または返納すること(呈繳・転繳・回繳)。

(2)上級機関が下級機関からの文書(呈・詳)に指令(批)を付記して返送するとき、その指令の文末に記す語。明代では「此繳」とする例が多い。この語はすべての呈・詳に対する批にみられるわけではなく、また堂批(直属の長官の批)および上級機関が自ら発する指令文書(案驗・憲牌など)には用いられない。

仰 (1)人民から官庁へ、下級機関から上級機関へ提出する文書の中で、請願・要求や上級機関の動作などにかかわる語に冠して尊敬や謙讓の意をあらわす。「伏祈、貴司仰体皇仁、恩賜優恤於遠人、具詳督撫両院、…」(二二一八)

(2)下行文中、何らかの指示を記すとき、文頭に用いて命令の意をあらわす。すぐ後に指示を与えるべき相手の名を記す場合と、単に指示内容のみを記す場合とがある。「宝案」では、地方官の指令の冒頭に用いられている。なお着を参照。「仰福州府、転発柔遠駅、照例支給…」(〇七一三)、「奉批、仰候撫都院会題。」(一一〇九)

欽 皇帝自身の動作や諭旨(命令・裁可)により行われることさらに冠して敬意をあらわす。なお諭旨や詔書をうけとることを欽奉、皇帝から何らかの恩恵を受けたときは欽蒙という。



欽依 (1)臣下が皇帝の命令・裁可にしたがって事務を遂行する場合に用いる。「欽依頒賜」〔四三〇七〕

(2)皇帝の命令・裁可を婉曲にさす用語。「煩為查照本部題奉欽依内事理、以後進貢人員：」〔四〇四一二〕。なお題奉欽依は題本を皇帝に提出して得た裁可(聖旨)のこと。

欽此 このお言葉を頂きました、の意。この語は六科の抄出(抄出を参照)に付記する皇帝の旨の末尾に記されている。また公文書中の皇帝の旨の引用の後にも記し、その終結を示す。これに続いて欽遵と記して以下の文章を展開していく例が多い。なお旨の引用の開始は奉旨・奉聖旨などであらわす。「琉球国中山王世子尚豊奏称、：等因。奉聖旨、礼部知道。欽此。欽遵抄出、到部送司。」〔四〇四七〕

また内容を概略的に述べる場合には、欽此を略して欽遵のみ残したり、時には両方とも省略することがある。「該臣等查得、順治十一年臣部具題、查照：等因。奉聖旨、是。依議行、在案。」〔〇五一一三〕

欽遵 皇帝の旨にしたがって案件を処理することをいう語。以下につづいて実行する事務について述べる用法と、欽遵で文章を打ち切り、その後の経過の記述は省略してしまう用法がある。欽此を参照。「煩為查照内事理、欽遵施行。」〔〇五〇九〕、「本部已經具題、船隻因風閣破、：等因。奉旨、依議。欽此、欽遵在案。」〔〇五〇七〕

具 上級機関に提出する文書を作成すること、および文書を作成して上級機関に提出することをいう(具詳・具呈・具結)。また皇帝に題本を提出することを具題、奏本を提出することを具奏・具本という。

具備 (1)そなえる。用意する。(2)文書を作成すること。備は具とほぼ同意であるが、平行文・下行文を作成するとき用いる。備を参照。

計 事物を箇条書きにして列記するとき冒頭におく語。

計開 左に列記する、以下のとおり、の意。人名・物品を列挙するとき用いる語。今開も計開と同様に用いる。

計件 計開とほぼ同意。「宝案」の初期の文章中において案件を列挙するとき用いられている。「計：件」のように中間に合計件数をはさんで用いる例が多い。

啓 (1)申し上げる。

(2)てがみ、個人的な書簡(二〇〇八)(二〇〇九)など。

(3)啓本。皇太子・諸王に提出する文書。啓本を提出することを具啓という。また皇帝の場合に用いる欽・聖旨(旨)の代わりに、皇太子・諸王に対しては敬・令旨(旨)を用いる(奉旨、琉球国差官：。該部知道。敬此。敬遵：)〔三七〇六〕。藩王もこれに準じたものと思われ、靖南王や琉球国王に対してこの表現が使われている(一〇一〇三)(一一八一)(四〇〇一)など。

敬・敬此 啓(3)を参照。

檄 古代、召集・布告のための文書。明清代に檄という名称の正式文書はないが、地方の上級機関から下級機関への指令を檄という場合がある。指令をおくことを檄行・檄発、上級機関の指令を憲檄などと呼ぶ。「又拠該司呈報、新垣等：脱逃縁由。業經本部院檄行該司、敵行通緝、在案。」〔一一〇四〕

結 証明書の種類。保証状・誓約書。また結を作成して保証、誓約すること。結を作成することを具結という。

見 (1)会う、面会する。(2)知る、わかる。(3)現れる。(4)公文書用語としては現に同じで、げん、と読み、今、現在の意。「見為礼儀事」〔四

見在 いま存在している（もの）。いま実際にある数。

見任 現任。前任に対して用いる。なお原任を参照。

憲 皇帝の任命により地方に駐する高官に対して、人民や下級官吏が用いる尊称。地方の機関の公文書中にしばしば用いられ、上級機関の呼称、上級機関の発する文書やその行為をあらわす語に冠して敬意をあらわす（憲批・憲檄・憲断・憲票）。

憲台 皇帝に任命されて地方に駐する高官の尊称。「宝案」では主に明代では巡撫・巡按、清代では総督・巡撫に対する呼称。

憲奪 ご裁断、の意。上級機関の決裁に対する尊称。憲断も同じ。

憲牌 下行文の一つ。地方の上級機関から下級機関へ発出する指令文書。牌が本来の文書名で、それに憲（上官への尊称）を冠した呼称である。「宝案」では巡撫・巡按・総督のものが多く、按察司・道の憲牌の例もみられる（〇八一七）。なお牌を参照。

原 本来の、もともとの、最初の、さきの、の意。なお文書の作成された時点において現にそこにあるもの（人）や問題にされている事物などをさしている場合がある。「今将本国原行事件開坐、移咨。」（〇四〇二）（この用例では、原行事件は琉球が今回文書で通知してきた案件、の意）

原行 さきを送られてきた公文書。「照依事理、查照原行、令夷人速発

回国。」（〇八一二）

原任 前職。ある人が以前に任じていた官職。これに対して前任は、

ある官職に以前に任官していた人物をいう。「原任福建撫臣許孚遠」（〇四〇四）（もと福建巡撫であった許孚遠、の意）

原船 その船。元来乗り組んできた船をいう。実際の用例では、先ごろ到着して現に入港している船をさすことが多い。「新垣等、附搭摘回原船返国時、曾交明彝官收管……」（二一〇五）

故牒 下行文の一つ。明代には主として三品以下の機関が自己より下級の機関へ送る文書で、二品以上の機関の用いた照会に相当する。

たとえば按察司から中央の四品の機関や地方の各府・長史司へ、都察院から按察司の経歴司へ、都指揮司（二品）から各衛へ、各府から千戸所へ、各県から倉庫・税課司等の雑職の官へなど、広汎に使された。「宝案」では福州府海防館から琉球国長史司への故牒の例（一九一三）があるほか、「一九〇七」では海防館からの故牒に対して琉球長史司が故牒を返している。

交 わたす、ひきわたす、納める。交割・交納もほぼ同意。「這琉球国進到礼物、交内庫察収。」（〇五〇二）

交与 交付する。「其疏黄、交与福建督撫、照例收貯……」（二一〇五）行 (1)公文書（を送る）。「移行布政司、転行琉球国知会。」（〇八一三）

(2)文書で下級機関に指示すること。行令も同じ。「其船隻軍器等項、現行福防庁選辦……」（二〇一二）

(3)行う、実行する。また上級機関が下級機関からの文書をかえすとき、実行を許す、実行せよ、との意で文書に付記する指示の語句。

行移 公文書（を送る）。

行抛 先に文書で命令した相手から返ってきた報告書の内容は、の意。下級機関からの回答の文書を上級機関が引用するとき用いる。この語の後に命令した相手の官職や個人名と返ってきた文書の種類を記し、続いて内容を引用する。なお類語として「批抛」がある。抛は

上行文を引用するときの用語。「行拠杭州府呈称、又経取帯各夷犯：備由、呈解、到司。」〔〇七〇九〕、「行拠福州府海防館査詳、前縁、到司。」〔〇八一七〕

行属 部下に文書で命ずる。属は直属の部下。

合行 当然：すべきである、の意。行は実行の意であるが、特に強い意味はない。一般には下行文の末尾に用いると説明されているが、『宝案』では主として明代と清初の布政司の咨の末尾にみられ、また琉球の咨にも多用されており、平行文の用語といえる。なお礼部の咨では合行、合就に代る語としてもつばら擬合就行を用いる。「今照夷使回還、合行咨覆。為此、備由移咨貴国。」〔〇七〇六〕

合就 当然ただちに：すべきである、の意。就は即時に、の意であるが、特に強い意味はないと思われる。『宝案』では合行と全く同様に用いられているが、合就の方が用例は多い。なお合行を参照。「今准前因、合就咨覆。為此、備由移咨貴国。」〔〇七〇二〕

合無 ……すべきであるがいかか。……するのがよいでしょう、の意。

この語の原義は「……するのがよいか、それともしない方がよいか」という選択疑問であるが、下級機関が上級機関に自己の意見を具申するための婉曲表現として用いる。題本や上行文に用いられ、文末に「未敢擅便」など謙遜の意をあらわす語句が添えられていることが多い。また平行文において文末に謙遜の語句を伴わないで用いることがある。この場合には選択疑問の意は失われており、前記の用法から生じた「……するのがよい」という肯定的語感が強まってできた派生的用法と考えられる。「合無照依前例、……給賜、未敢擅便。」〔〇四〇一〕、「合無令本国照依原降制度、自行成造応用。」〔〇四一〇〕

二。以上のほか〔〇四一〇五〕〔〇七〇九〕に例がある。

告 (1)願い出る、申し出る、訴える。人民が官庁へ、官吏が上級機関へ請願・申告・告訴すること。またその文書。

(2)告示。(官庁が)広く世間に知らせる、またその文書。

告称 申告や請願の内容を引用するときの用語で、『宝案』では琉球の文書にのみあらわれる。告の終りを「告乞施行」などの語句で結ぶものが多いが、告が口頭によるか文書によるかは明確でない。告をうけることを拠であらわし、引用は「拠(申告者名)告称：拠此」のように記す(拠此の部分を得此、准此とすることもある)。また拠のかわりに随拠を用いる例があり、このとき文末は拠此・得此・随此とする(〔一六〇二〕〔一六一三〕〔一六二二〕など)。「近拠火長潘仲孫告称、……告乞施行。得此、参照、本人係是欽報人数。」〔一六一九〕

告投 申告して提出する。「特遣正義大夫・使者・都通事等官…、齋咨告投、…」〔二〇一三〕

懇 (1)ねんごろに、切に。

(2)願いする。請願する相手への尊敬と謙遜の意を表示する語。請願・敬意・謙遜などをあらわす他の一字と組み合わせる例が多く、『宝案』では琉球の文書によく使われる。「伏懇聖恩、乞体万曆七年父王尚永事例」〔〇四一四〕、「陳請懇乞、皇上俯念蟻誠不棄芹献、准依旧制、復三年兩貢之常期、…」〔〇四一九〕

さ行

査 調査する、検査する。一字のみで文頭に用いられるときは、調べ

によれば、の意で、以下に述べる内容は問題の案件に関連する法律

の条項・保存書類・明白な事実などの調査に基づくことをあらわす。

この用法のときには文末を「在案」で結ぶことが多い。また文書の

種類を問わず広汎に用いられる。「査、康熙元年九月内、臣部題覆。

…、欽遵、在案。」〔〇五〇一五〕

査照 調べて承知する。うけとった文書の内容をよく検討して趣旨を

了解し、それにそつて事務を処理することをあらわす語。「査照咨文

内事理、…逐一審究；備查的確明白回奏。」〔〇七〇一九〕

査照施行 平行文の末尾に用いて、本文書の趣旨をご理解のうえ事を

処理されたい、という請求の意をあらわす語句。

査得 調査したところ、の意。官庁の所属部署の主管の官が、保存書

類などの調査結果に基づいて問題の案件に関する自己の見解を上

に具申するとき、文章の冒頭に用いる。文末を「在案」で結ぶこと

がある。「宝案」では題本・詳によくみられる。「前司呈詳。査得、

琉球国王遣官毛文善等…来閩接貢。」〔一一〇九〕、「該臣等査得、順

治十一年…、在案。」〔〇五一一三〕

差 (1) 派遣する、の意。皇帝や官庁の長官などが官吏を選任して各地

に派遣し、特定の職務を執行させること。またその任務。勅命によ

るとき欽差という。「解運馬匹・螺殼等物、応差衛弁一員領解。」〔〇

(2) 人民の負担する徭役。

差委 官吏をある期間ある所に派遣して公務を執行させること。なお

委を参照。「其夷使并附搭土夏布、差委福州右衛百戸夷大道伴送。」

〔〇七一四〕

差官 皇帝や官庁の長官などの命令により各地に派遣されて特定の任

務につく官吏。また差と同意で、官吏を上述の任務に派遣すること。

「已經差官百戸石洪伴送…」〔〇七〇三〕

在案 保存書類に上述の件の記録がある、の意。いま問題とされてい

る案件に関連のある事件の保存書類の内容について記述する文章の

末尾に記して、その事件はすでに処理を終了し、記録を保存書類と

して残してあることを表示する語句。冒頭に査・査得・案査を用い

た文章の結語として用いる例が多い。案を参照。「査得、会典開載琉

球国進貢年分…、在案。」〔〇五〇三〕、「所有一船海外被劫失去方物、

業奉本撫院具題、在案、…」〔二〇〇二〕

在巻 上述の件の関連文書に記録がある、の意。冒頭に巻査を用いた

文章の結語として用いる。巻査を参照。

冊 冊子、とじ本。主として帳簿の類をいう語。「宝案」では福建布政

司が作成して総督・巡撫へ提出する、琉球の進貢船の乗員・携帯す

る銀・積載貨物・防護用兵器などの数を記す冊(数冊)をさすこと

が多い。「将官伴・水梢員名、防船軍器、随帶土産・銀兩逐一造冊、

分別摘回存留、附搭京回貢使・眼伴員名造冊、呈送憲台、…」〔二一

〇九〕

劄↓トウ

参 弾劾する。六科・都察院・按察司は諸官庁・官吏の監察を行い、

違法などのことがあれば随時弾劾する権限を持っていた。奏本で弾劾することを参奏、題本で弾劾することを題参という。

**司** 末尾が司で終る官庁の略称。「宝案」では礼部の主客清吏司か福建布政司をさす場合が多い。そのほかに礼部の儀制・精膳・祀祭清吏司、兵部の職方清吏司、浙江按察司、福建布政司の経歴司などの例がある。また布政司・按察司・都指揮司をあわせて都布按三司・三司として、あるいはそのうちの二つを二司・布都二司などと略称し、道(同項を参照)とあわせて司道と略称する場合などに用いる。また「到司」は司と略称される官庁に公文書が到達したことをあらわす表現である(到を参照)。なお清吏司は六部の各々に所属する四く十数個の部局。経歴司は諸官庁に置かれ、公文書の収発を担当した。

**旨** 皇帝の指示・命令の一つで、臣下の奏請をうけて下されるものを聖旨といい、聖旨を旨と簡称する(なお諭を参照)。「宝案」では琉球国王の奏、礼部や福建巡撫の題に対して聖旨が下される例が多くみられる。臣下が聖旨をうけとることを「(欽)奉聖旨」「奉旨」と表現し、またこれらの聖旨を引用する際の前置きの用語とする。聖旨の引用の終結は「欽此」であらわす(欽此を参照)。このほか皇太子・諸王の指示・命令を令旨というが、令旨も旨と簡称されることがある。「宝案」では「三七〇六」にその例がある(なお啓・令を参照)。

**咨** 平行文の一つ。明清代、品級の高い機関が、同品の機関や、文官と武官のように互いに統属関係はないが同格とみなされる機関との間で用いた文書。明と清では使用される範囲がやや異なる。

(1)明代、二品以上の機関が用いた。「宝案」には、六部と都察院、六

部と巡撫、都指揮司と布政司の間、および琉球国と礼部、都指揮司・布政司・按察司・冊封使・総鎮の間での使用例がみられる。このうち按察司は三品で本来は咨を用いないが、互いに上下関係を論ずることのできない朝貢国との通信にあたって、例外的に咨を使用したと考えられる(「〇七〇九」(「〇七一〇」)。他の機関が琉球との間で咨を用いたのも同じ理由によるものであろう。

(2)清代には使用範囲が広くなり、中央の主要官庁や、地方の総督・巡撫・布政司・按察司・道などが用いるほか、文武の高官の間で平行文として用いられた。また礼部と外国との交換文書として明文で規定された(「光緒会典」)。

**咨呈** 上行文の一つ。(1)明代、二品の機関がやや上級の機関に送る文書。具体的には六部から五軍都督府へ、布政司から六部へ送る。咨呈の引用には「准」を用いる。

(2)清代、直接統属関係のない自己よりやや格式の高い機関に対して送る文書(「光緒会典」)。

**施行** 公文書の末尾の部分におき、その文書の内容に依拠して事を処理するよう請求したり、また何らかの処置を示す語句を冠して、その処置を行うことを請求するために用いる語。「咨乞施行」「查照施行」「照驗施行」などのように用いる。

**執照** 執照の原義は身分証明として持たせる、の意で、転じて諸官庁の発行する証明書・許可証・鑑札の類の文書の総称。官印を押すことから印信執照ともいう。執照を発行する機関では給付の記録は残すが、いわゆる勘合のようにあらかじめ底簿を作成して他機関に送っておき、執照と照合させることはない。執照は一定の期限が過ぎる

と発行元の機関に返納（繳・回繳）するのが通例である。「宝案」の執照については（二八〇二）注（一）を参照。

**手本** 平行文の一つ。明代、諸機関が自己と同格と見なすべき相手との連絡に用いた実務的文書。手本の引用には「准」を用いる。「宝案」では礼部所属の各清吏司や行人司の間、礼科と礼部の清吏司の間で用いた例（二〇四一〇四）や、付文を手本と称した例（二〇七〇八）がある。また「明清史料」の明末の文書には、兵部と監視太監（宦官）の間、兵部所属の各清吏司と巡按の間での用例が多くみられる。清初には中央官庁の下部機関や地方の文武の高官の一部が平行文として用いた。

**須至…者** 各種の公文書の文末に結語として用いる常套句。通例として至と者の間にその文書の正式名称を記す（「須至咨者」「須至照会者」）。語句の意味については種々の解釈があるが定説はない。清代の下行文の中には、この語句のところを「須△△」（△△の部分）は文書の名称」と略記するものがある（「須牌」）。

**准** (1) 依拠する、準拠する、の意。①同等機関からの文書を引用するとき用いる語。咨・関・牌・付・手本のほか、上行文である咨呈・牒呈についても使用例がある。一般的な用法は、准の後にくげとつた文書の発出者名と文書の種類を記し、次に「称」「開」を用いて引用の始まりを示す。引用文の末尾は「等因」「等緣由」などで結び、さらに「到…」として文書をうけとつた機関を略称で示す。続いて「准此」を用いてその後の処置について記す。「准此」で引用を終えることもある（同項(1)を参照）。「准琉球国咨称、…等緣由。備咨、到司。准此、随将前項事情、備由呈報…」（〇七〇六）、「康熙二十

六年十月二十一日准琉球国中山王尚 咨開、…等因。到司、准此。」（一一〇三）。②各種の下行文や証明書の類には、あて先の末尾に「准此」と記すものがある（同項(2)を参照）。

(2) ゆるす、許可する。単独で用いるほか、准行・允准・題准・覆准などの複合語として用いる。

**准経** （前掲の文書の趣旨を）うけて、すでに…した、の意。「准此、曾經」の略。平行文をうけとつた後、その文書内の案件を処理するためとつた措置について記述するとき用いる。「准兵部咨。該本院題…。備咨、到院。准経案行按察司遵照去後。」（〇七〇九）

**准行** 実行をゆるす、の意。上級機関が、下級機関から提出された文書中の提案や請求に対して、同意や許可を与えるとき用いる語。布告・指示・命令の文中によくみられる。「荷蘭国進貢来使具呈、…乞准先回。具題、不准行。」（〇六一〇）

**准此** (1) この（文書の）趣旨により、この件につき承しました、の意。平行文を引用した後におく語句。引用の終りを明示するとともに、文書受領後の処置について、あるいはその件に関する自己の見解などを述べるとき、後続の文章を円滑に導く作用をはたす。また「准此」でその文書に関する記述を打ち切る用法があり、清代に多くみられる。なお准を参照。

(2) 上級機関から下級機関への指令文書や、官庁から人民などへ発行される身分証明書などの類の宛先の末尾に記す常套句。割付・帖・牌・批文などにみられ、「宝案」では符文・執照に用いられている。語の原義は、これ（この指示）にしたがえ、の意である（「漢語大詞典」は「按照這樣（辦理）の意とし、「福惠全書」は「コノトホリニ

セヨ」と解している。同書、卷二、3 b)。

**遵** したがう。下級機関が上級機関の命令にしたがつて事を行うこと。

この語のあらわれる直前に、したがうべき上級機関からの指令文書やその内容に関する記述がある。

**遵經** 上級機関から文書で命令をうけ、それにしたがってすでに行つた処置について記述するとき、前置きとする語。類語に「准經」があり、平行文をうけたときに用いる。

**遵行** 上級機関の命令にしたがつて事を処理すること。在案とともに用いて、上記の文書内の案件はすでに処理済みである、との意をあらわすことが多い。「又、為乞循会典等事。康熙八年：奉總督浙閩部院劉 憲牌、：等因。遵行、在案。」(〇九一―一三)

**遵行間** ご命令を実行中のところ、の意。上級機関の指令にしたがつて案件を処理している途中に、重ねてどこから文書が送られてきたり、何らかの事件が突発した、というような状況をあらわす語句。上級機関への報告文書などに用いられる。「随拠該府呈稱、案照、：、蒙本司故牒、：等因。遵行候審問、隨拠本府司獄司并仁和県申報、：緣由、到府。」(〇七―〇九)

**遵照** 官吏や人民が、勅諭・法律・告示や命令などにしたがって事を行うこと。公文書の末尾の請求・命令の文章中によくみられる。「煩為遵照勅諭、俟至十年、復修前貢施行。」(〇七―一八)

**処** (…の) こと、(…の) 件、の意。題本などの中で、その時に問題とされている案件の内容を具体的に言いあらわすとき「…之処」のように用いる。「今琉球国王請、於百五十人外、加添人数之処、応無庸議。」(〇六一―一九)

**所拠** 上述の、前掲の事由により、の意。本来は依拠するところの(こ

と)、根拠の意であるが、依拠していることからは「所拠」の前にすでに言及されていることが多いために、上述の、の意をあらわす。

また所以と同様に前文の内容をうけて文章を次に続ける作用をしていると解される例もある。たとえば「宝案」の符文・執照にみられる「所拠今差去員役」「拠此差去員役」「拠差去員役」「今差員役」などの文はすべて同じ文脈中に用いられたほぼ同義の文であり、この場合、所拠は前文の内容を大まかにうけて、これにより、よつて、

の意をあらわすものと思われる。「琉球国王尚豊咨、差陪臣：齋捧表箋：進貢、等因。到部。：所拠進到表箋、相応転送：」(〇四―一一)、

「為照、將領有功罪。：其關係海防最重也。所拠、浙省檢獲夷船、先該撫按会奏各官功罪。」(〇四―〇四)

**所在** あるところ、居るところ、ありか、場所。転じて、至るところ、あちこち、の意。また自分の方からみて相手のいる場所をさして所在という用法があり、その地方の、そちらの、の意。「今差去員役、並無文憑、誠恐所在官兵盤驗不便。」(二六―一四)

**所有** あるところの(もの)、持っているところの(もの)。転じて、すべての、みぎの、の意。「除換給琉球国中山王世子尚質勅印、及附搭土夏布：兌換絹帛緣由、臣部查例另議具題外、所有進到礼物、応交内庫查收。」(〇五―〇一)、「琉球国王差耳目官：查收訖。所有欽賞礼物、特頒勅諭一道。」(〇五―一一)

**除外** そのほか(に)、上記の件のほかに、それとともに、の意。主要な用件を書き終えた後、さらに何らかの件を付け加えて述べるとき、前置きとする語。除外は「除…外」の…の部分の内容がすでに前文

に記述されているか、あるいは容易に推測できるために省略されたもので、「除：外」の特殊な用法ではないかと思われる。「為此、除外附搭土夏布二百匹、従官兌換絹帛、歴蒙每貢来朝賜准附搭、著為永例。」(二〇一三三)

**除：外** ……以外に(は)、……するほか、……するとともに、の意。あることに關して説明を付加するための常套句。文書中の用件の処理に關する情況や、派生的な問題などを述べ、さらにそれについて説明を付け加えるときに用いる。除：外のどちらかのみを用いた例もある。

なおこの語の後には内容的に重要でない定形的な事務処理の情況に關する文章が続くことがよくあり、そのような文章を引用する際に、「除：外」で引用文をうちきり、以下の特に重要でない部分を省略する用法がある。「除該国臣民結状、著令長史林国用、另行親齎礼部投通外、等因。」(〇四一〇八)

**抄** 書き写す。文書の写し、副本。

**抄案** 公文書を書き写すこと。案驗を書き写すことをさして用いる場合が多い。案驗を参照。

**抄出** 六科が上奏文の写しを作成して他官庁に送ること。またその写し。明清代、皇帝に上奏された奏本・題本は、皇帝の指示(旨を参照)があればこれを付記し、各々の内容により吏戸礼兵刑工の六科の中の担当の職掌の科にわたされ、その科において写しを作成して対応する各部(礼科なら礼部)へ発出する。これを抄出または発鈔といひ、写しを：科抄出・科鈔と称する(鈔は抄に同じ)。

**抄照** 抄は写し、照は許可証・証明書の類をさす。「宝案」中、清代の福建布政司の咨に頻繁に使用される語。琉球使節の所持する符文・

執照は、福建の官吏が検認して写しを作成する(〇八一七)の同知黄色中の呈に、「其方物俱載符文・執照、備抄呈報」とある。また高岐「福建市舶提學司志」にも詳細がある。抄照は実態としてはこの符文・執照の写しをさす。抄白執照・抄白符文もこれに同じ(抄白も写しの意)。「奉巡撫：批。本司詳、同前由。奉批、仰候会題。仍候督部院批示。繳。冊・抄照存。奉此、遵行、在案。」(一一一一)

**抄呈** 「抄案呈堂」の略語。ある機関の所属の官吏が、上級機関の案驗を書き写し、それを自己の所属する機関の長官に提出すること。案驗を参照。

**抄到** 文書の写しが到着すること。また文書の写しを送達すること。案驗に關して用いられる語。

**抄粘** ある文書に他の文書などの写しを貼付すること。

**抄部** 「抄出到部」の略語。六科の抄出が六部に到着したことをいう語。清代の文書にしばしばみられる。抄出を参照。

**抄蒙** 上級機関からの文書の写しをうけとること。案驗などを引用するとき冒頭に用いる語。この直後に文書の発出者名と文書の種類を記す。引用文の終りは「蒙此」を用いて結ぶ。

**承此** 下行文の引用の末尾におき、引用文の終結を示す語。また引用文の内容をうけ、話題を次に転ずる作用をする。承准とともに照会の引用に用いることが多い。

**承准** (1)下級機関がうけとった照会を引用するとき用いる語。「承准(発文者名)照会。：等因、承此」などとする。用例は照会を参照。

(2)琉球が中国の官庁の文書をうけたときなどに、謙讓の意をあらわすために准にかえて用いることがある。



称 のべる。陳述する、記述する。直前に文書名を伴って、その文書の内容を以下に引用していることを明示する用語。引用文の末尾におかれる「等因」とあわせて引用符の作用をする。咨称、奏称、題称などのように用いる。

詔 詔書。皇帝が臣民全体に対して布告し、内容を周知させる文書。

皇帝の即位・成婚・皇太子の誕生そのほか重大な国事に際して発せられる。

照 (1)しらべかんがえる。(2)知る、わかる。(3)依拠する、…のとおりに、…により。(4)つきあわせる。(5)証明書、許可証の類。(6)世話する。

照依 依拠する。…のとおりに、…により、の意。

照会 下行文の一つ。(1)明代、二品以上の機関がやや下級の機関へ送る文書。具体的には、五軍都督府から六部、六部から布政司、布政司から按察司へ用いる。照会を引用するときは「承准」を用いる。なお承此を参照。「承准礼部照会、儀制清吏司案呈、…等因。承此、案照前事。」(〇七二二)

(2)清代、高級武官が直属でないやや下級の官に、あるいは総督が総兵に送る文書(『光緒会典』)。ただし「宝案」には康熙初年に礼部から布政司への照会の例(〇九一〇)があり、清初はまだ明制が残っていたことが知られる。

照驗 (1)明代、各種の公文書の末尾の常套句で、相手に本文書の内容

を調べて確認することを求めるための語(『万曆会典』)。「移咨、請

照驗施行。」(二七一二)

(2)清代、驗(申の一種)の末尾に用いて、上級機関にその内容の確

認を請願するための語。

照行 そのとおりに行行する(せよ)。上級機関が下級機関から提出された文書の内容に許可を与える、との意で、その文書に付記してかえず批示(指令)の語としてよく用いられる。

照詳 (1)詳しく調べみきわめること。明代、各種の公文書の末尾に用い、相手に本文書の内容を詳細に調べることを要請するための語句。

「呈乞照詳。」(〇七〇九)

(2)清代、詳(申の一種)の末尾に用い、上級機関に文書の内容を確認して指示を下すことを請願するための語。詳を参照。

照数 数を照合して、決まった数量どおりに、全額、の意。

照得 ご承知のように、の意。特に、出典を示すまでもないが、確実な根拠があつて事実を述べるときに前置きとする語。文書の冒頭におかれることが多い。『宝案』では、主に琉球の遣使やその到着後の経緯などについて特定の文書などは引用せず、既知の事実として述べるような場合に用いられている。そのほかにも皇子誕生や冊封使派遣に関して用例があるが、すべて礼部および琉球の咨の中にみられる。「照得、琉球国王尚 差王舅吳国用・紫金大夫金正春等、恭進謝恩礼物来京。已經…」(〇五〇四)

照例 前例どおりに、いつものとおり、の意。

詳 上行文の一つで申の一種。明清代、上級機関の指示を仰ぐため、

下級機関から提出された報告の文書。上級機関は詳の正本に指示(批)を付記してもとの下級機関に返還し、副本にも同じ指示を書き写して自己の所に保管した。『宝案』には、布政司から総督・巡撫へのほか、海防館・海防庁から布政司・按察司・道へ(〇八一七)(〇九

一〇) など)、按察司から巡撫・巡按へ(一〇七・一〇九)の詳の例がみられる。なお詳を提出することを呈詳という。また意見・提案を陳述した詳を看詳・議詳、調査報告を査詳などと内容により区別している場合がある。

**詳允** 上級機関が下級機関から提出された詳の内容に許可を与えること。申請に対する許可。

**詳批** 下級機関からの詳に対する上級機関の批示(指示・命令)。詳を参照。

**詳覆** 詳をもって回答する。上級機関の命令を実行した後、そのことを詳で報告すること、またその文書。

**詳報** 詳をもって上級機関に報告する。「仍将起程・赴京・回国各日期詳報、具題。」(一一一〇)

**職** 本義は官職、また貢物。公文書用語としては下級機関が自己の所属する上級機関に提出する公文書の中で、謙讓の意をこめて用いる自称。「拠福州府：同知黄色中呈、拠閩安鎮巡簡：報、本月：等情、到職。拠此、具呈転報。照詳、等縁由。」(一〇八一七)

**申** (1)上行文の一つ。①明代、主として地方の下級機関が自己の所属する上級機関に提出した文書。府・州・県や地方の雑職の機関(倉庫・司獄・税課司・駅など)が用いた。(一〇七・一〇九)に杭州府司獄司・仁和県から杭州府への申報の例がある。②清代、文官においては、牌で指令をうける関係にある上級機関に対して下級機関が提出する文書。たとえば、府から布政司・按察司・道へ、布政司・按察司・道から巡撫へなどに用いる。また副将以下の武官から巡撫への上行文としても用いた(『光緒会典』)。

(2)重ねる、くりかえす、の意。行為をあらわす語に冠して用いる(申禁、申究)。

**申解** (人・物品・書冊などを)申に付して送る。

**申繳** 申とともに納める。繳は納める、返す、の意。

**申報** 上級機関に申を提出して報告する。

**臣** 皇帝への上奏文中において、上奏文の提出者が用いる自称。なお「該臣」とある場合は、上奏文の提出者が自己より下級の者をさすために用いる他称である。

(1)明代、奏本・題本の提出者が文中で自己をさすために用いる。しばしば小字で書かれる。

(2)清代、題本・奏摺などの文中で漢人の官が用いる自称。なお満人の官は「奴才」を自称として用いることが多い。

**隨** (1)ただちに、即刻。隨即と熟して用いることもある。

(2)付帯する、添付する、随行する(隨身・隨繳・隨同・隨差)。また一人ずつ、各々に、の意で用いる(隨給・隨名)。

**隨拠** 拠とほぼ同様に用いる。初期の琉球の文書にみられる用語で、

前述の事由により、の意。また下級官の文書などをうけとり、それを引用するときにも用いる。「隨拠使者阿蒲察都、通事李同保等告称、

宣徳七年：領駕到国、隨此。参照前事、理合通行。」(一六二二)、

「除欽遵各奉領受外、今遣使者…。隨拠王相懷機自備香五百斤…。」(一一二一六)

**是** 上奏文に対する皇帝の指令用語の一つ。上奏された内容に対する

賛同・許可の意向をあらわす語。

**切** 窃に同じ。

窃(竊) ひそかに、かくれて。公文書で、自己の意見を陳述する文章の冒頭におく謙辞。首が通ずるため、切と略記することが多い。窃照、窃惟、窃思などのように用いる。稀に単独で用いることもあるが、同じく、愚考いたしますに、の意。

箋 箋文。上奏文の一つ。皇后・皇太子への上奏に用いる。皇帝の場合の表に当るもので、儀礼的なことがらを奏上するために用いた(『万曆会典』)。

前 (1)前任の、の意。諸機関の略称に冠して用いる(前司・前部院・前職)。「業経前司遵奉部文、除赴京・在閩存留外、其余員役：」(一〇〇七)

(2)前出の、上述の、の意。前文に既に述べたことから(引用文の内容・事件の件名など)について再述する煩雑をさけるための代替語として、前因・前情・前由・前事・前件などのように用いる。

(3)前進する、行く(前往・前来・前去・前詣)。なお公文書用語としての前去・前来については各項を参照。

前因 前掲の文書、の意。前に引用した上級または同等機関からの文書の内容をさす語。これらの文書をいったん引用した後にまたその文書を指示したり、あるいは再び同文を引用する必要があるとき、重複をさけるための代替語として用いる。なお通例、前出の引用文の文末は「等因」で結ばれている。「万曆二十二年十二月十三日、准琉球国中山王世子尚 咨称、…、等因。備咨、准此。…、今、准前因、合就咨覆。為此、備由移咨貴国。」(一〇七〇二)、「案照、又為稟報事。康熙二十四年五月二十七日、奉巡撫部院金 憲牌、准礼部咨、…、等因。到部院、准此、擬合就行。為此、備牌…、等因。奉此。

又為前事。奉總督部院王 憲牌、准礼部咨行同前因。到司、奉此。」(一〇一四)(ここでは前因は、巡撫の憲牌中の礼部の咨と同文が、總督の憲牌にも引用されていたことを示す)。

前去 行く、出向く。(人や文書などを)行かせる、送り出す。去と同意で、目的地向って行く、話の主眼である場所から遠ざかる意をあらわす。なお「宝案」では、清代の礼部の咨の末文に「為此、合咨前去」として常套的に用いられている。「茲因遣官迎封、理合移咨回覆。為此、備繇前去。」(一〇八〇六)

前事 前記の件、前述の事情、の意。公文書の冒頭などにおく、その文書の扱う事件の件名を示す「…事」の略称として用いる語。用法が三つある。

(1)ある文書の中で、冒頭に記したものと同じ件名の文書を引用するとき、この語を用いて引用文書の件名の代りとし、続いてその文書の本文を引用する。「福建等処承宣布政使司、為進貢事。准琉球国中山王世子尚 咨、前事。照得、…、等因。到司、准此。」(一〇〇二二)  
(2)また同上のとき、この語を引用文書の内容全体の略称とする。この用法の場合には、前後の本文中に省略された文書内容の一部が引用されていることが多い。「礼部、為進貢事。主客清吏司案呈、奉本部送礼科抄出。多羅温郡王蒙 等會議、題前事<sup>(1)</sup>内開、礼科抄出、礼部題覆。福建巡撫許 題前事<sup>(2)</sup>、等因。康熙五年四月十四日題、六月初九日奉旨、礼部知道、欽此。欽遵、於本月初九日到部。該臣等議得、福建巡撫許世昌疏称、…」(一〇五〇九)(ここでは(1)は(1)、(2)は(2)の用法で、(3)以下に省略された(2)の内容が引用されている)

(3) 文書中に複数の事件を併記するとき、それ以下の記事の内容が冒頭あるいは前述の件に関することを示すため、「又為前事」として文章を書きおこす。「福建等处承宣布政使司、為補貢事。…。統為慶賀進香：事。…。又為前事。…」(〇九一—二) (この場合は冒頭の件名に同じ)。「福建等处承宣布政使司張、為進貢事。…。准此。又為稟報事。康熙二十八年閏三月二十五日奉總督福建浙江部院王、憲牌。本年閏三月初六日准礼部咨開、…。等因。奉此。又為前事。奉巡撫都察院張、憲牌、准礼部咨行同前因。奉此。」(一一〇四) (この例では前事はすぐ前の「為稟報事」をさす)

**前情** 前記の事情。前に引用された下級機関や人民などの文書、口述書など、文末を「等情」でくくった文書の内容の代称とする語。用法は前因に同じ。

**前来** (1) 来る。(人や物などを) 来させる、よこす。来の文語的表現。来は話の主眼となる場所に近づく意をあらわす。ゆえに相手の立場を尊重するという場合には行く、行かせる、の意となる。琉球の文書で中国に行く場合にしばしば前来と称するのはこのためである。「為此、遣使者・都通事等官金応元等、分駕另船護送前来。」(一一八一—四) (2) 文書中で、同等あるいは下級機関からの文書が自己の所に到達したことをいう語。また同上の文書の引用文の後に付記して、…と申し越している、の意をあらわす。到と類似の用語であるが、到は文書の到着した機関の略称を後に伴って用い、前来は単独で用いる。なお(1)の用法と同じく相手を尊重している場合には、(文書を送る、差し出す、…と申し送った、の意となる。「茲勅該庁申称、親往柔遠駅、…。随取球使・通事・館夫出具並無夾帶違禁甘結前来」<sup>(1)</sup>、存案外、

…、等由、前来。」(一一〇五) (1) は甘結を福州府海防庁が受けとったことを示す。(2) は布政司が受けとった同庁の申の引用文に付記した用法である)

**前由(緣)** 前記の事由、の意。すでに記述された下級機関からの文書の引用文(文末を「等由」「等緣由」で結んであるもの)の内容をさす代称として用いる語。用法は前因に同じ。なお緣は由の代替字。**疏** 上奏文の総称を奏疏という。「宝案」では、疏は奏本・題本の別称として用いられている。

**疏称** 上奏文の内容を引用または概述するとき用いる語。「宝案」では主に清代に、六部がその題覆の中で自己の見解を述べるに当り、最初にその案件を提出した上奏文の内容に言及するとき用いられている。「該本部題覆。琉球国中山王尚質、奏前事、等因。康熙七年二月十五日奏…、欽此。欽遵、本月初三日到部。該臣等議得、琉球国王尚質疏称、…」(〇五一—四)

**奏** 奏本。上奏文の一つ。また奏本を皇帝に提出すること。奏本をしただためて上奏することを具奏、奏本によつて請願することを奏請という。

(1) 明初、臣下の上奏はすべて奏本によつた。その後中央の諸機関はすべて公事の上奏に題本を用いるようになり、奏本はそれ以外に用いられることになった。しかし琉球は朝貢国なので題本を用いず、形式的な礼儀上の事の上奏には表本を用い、その他の請願などの用件の上奏には奏本を用いた。

(2) 清代、奏本は高官が私事の上奏のため用い、公事の上奏には題本を用いると定められた。しかし両者の使用に混乱をきたしたことが

ら、乾隆十三年（一七四八）奏本の使用が停止された。ただし朝貢国は従前のとおり表本・奏本を用いた。

**相応** 当・応とほぼ同意で、まさに「すべきである、の意。また意味をとつて、ここに、右、これによりて、とする訓もある。公文書の末尾において、発文者が案件を結着させるために自己または相手の取るべき処置について述べた文章に冠して用いる。一般に相応は平行文の文末に用いると説明されているが、『宝案』では清初の前部の容にしばしばみられるほか、題・案呈・詳・付文などに用いられており、上行文・平行文の区別なく用いられたことがわかる。平行文においては、ここに來文への回答を送る、との意をあらわし、上行文においては提案・婉曲な請求の意をあらわすことが多い。同義の用語として「擬合」「合就」「合行」「理合」があり、用法もほぼ同じである。

**送司** 六部は他機関から文書を受領すると、それを処理するため、内容によって分別し、担当の所属の各清吏司に下ろす。この過程を公文書中では送司と簡稱する。文書が六部に到着したことをいう「到部」とあわせて、「到部送司」として用いるのが通例である。

**存** 文書を保存する、の意。存査とほぼ同意。下級機関への指示用語としても用いられる。

**存案** 文書を一件書類としてまとめて保存する。

**存査** 公文書の後日の調査に資するために保存すること。下級機関に対する指示用語としても用いられる。「康熙三十四年十二月二十二日奉總督福浙部院郭 批。本司呈詳、…等緣由。奉批、仰候撫院察核會題。繳。冊存査。奉此。」〔一一一〕

た行

**題** 題本。上奏文の一つ。明清代、高級の諸機関が公事の上奏に用いた文書。題本をしたためて上奏することを具題、題本によって請願することを題請という。

**題准** 上奏された題の内容について皇帝が許可を与えること。

**題奏** 題本で上奏すること。

**題覆** すでに上奏された案件について、関係の諸機関がまた題本で自己の見解を上奏すること。覆はくりかえす、回答する、の意。『宝案』では、琉球国王や福建巡撫などが奏本・題本で上奏した件につき、礼部が題覆する例が多くみられる。

**題本** 題に同じ。

**奪** 公文書用語では、可否を決定すること。上官の裁断。定奪・察奪・裁奪・核奪・査奪など、審理・調査に関わる語とあわせて用いることが多い。上行文で上級機関の裁断を仰ぐときに多く用いる。「合將明父周応竜、解審定奪。」〔〇七〇九〕

**知会** 知らせる。通知する。「所有欽賞礼物、特頒勅諭一道、相応知会。」〔〇五一一〕

**知照** 知らせる。通知する。承知させる（する）。「為此、仰抄案回司着落当該官吏、照依案驗備奉欽依内事理、通行各司・道、轉行所属軍衛・有司等衙門一体知照。」〔〇七〇四〕

**知道了** 上奏文に対する皇帝の指令用語の一つ。皇帝が上奏文の内容を承知したことを示す。知道は知る、わかる、了は…した、の意。

遅候 おくれる。公文書用語では、官吏が定められた期限内に任務を完了できないことをいう。候はおくれる、誤る、の意。

着 使役・命令の意をあらわす語。著は同字。用法は二つある。

(1)…に…させる、の意。着のすぐ後に人物・機関を特定する語をおき、次に命令事項を記す。

(2)……することを命ずる、…せよ、の意。すぐ後に命令すべき行為をあらわす語をおき、人物・機関名は記されない。

着は上級機関から下級機関や人民への指示・命令文中に用い、同じく命令の意をあらわす語(「仰」「飭」など)の中ではもつとも意味が強いとされる。「宝案」では、着はもつばら皇帝の旨の中で用いられており、その他の機関は「仰」「行」を命令に用いる。「奉旨」、琉球国王、誠謹可嘉。這議賞尚輕。着再議具奏。欽此。」「(〇六〇九)着落 落ちつく。帰属する。責任を持たせてやらせること。「宝案」では巡撫・巡按の案験の末尾の、布政司の所属の官吏への指示の中に多く用いられている。「為此、仰抄案回司、着落当該官吏、照依事理、

転行琉球国知会施行、等因。」「(〇八一三)

著 着と同字。

牒 明代、平行文の一つ。各府と王府長史司の間で用いた。「宝案」には琉球国長史司と福州左衛指揮の間などの用例がある。(一九〇三)

(一九〇四)

牒呈 上行文の一つ。明代、応天府・按察司から都指揮司・布政司へ、各府から各衛指揮司・塩運司へ提出する等の文書。「宝案」には琉球国長史司から福州府海防館あての牒呈(二〇一一)がある。

勅 (1)勅書。皇帝が臣下に発する命令。また皇帝が命令を下すこと。

(2)飭と通用し、戒める、の意をあらわす(同項を参照)。

勅諭 皇帝の諭(諭を参照)。詔が不特定多数の人々を対象とするのに対し、勅諭は一人ないし複数の特定の個人を対象として発せられる。

「宝案」中の勅諭は一例(〇三〇五)(順治帝より鄭芝竜・鄭成功等への勅諭)を除き、すべて琉球国王か世子に対するもので、その内容は冊封・賞賜・命令・訓戒などさまざまである。また勅諭は「皇帝勅諭(以下に授与される人の官名や人名を明記)」ではじまり「故諭」で終ることが多いが、「宝案」の清代の勅諭の中には末尾を「故勅」とするものがある。

勅 戒める。飭令・飭行などとして用いて、命令する、の意をあらわす。

通 公文書中、公務の遂行に関する語に冠して、あまねく、すべて、の意をあらわす。

通共 全部で、一緒に、まとめて。

通行 (1)関係機関のすべてに文書を送る。(2)二件以上の仕事をあわせて行う。(3)通行する。

通査 ある事件に関して二つ以上の保存書類を調査する。

通抄 二つ以上の文書の写しを作成する。

通詳 同文の詳を二つ以上の上級機関に同時に提出する。詳を参照。

通呈 同文の文書を二つ以上の上級機関に提出する。

呈 人民から官庁へ、下級機関から上級機関へ、下級官吏から直属の上官へ文書を提出すること。またその文書。なお特定の文書としての呈については以下を参照。

(1)明代、応天府・翰林院等や按察司から六部へ、都指揮司・布政司・

按察司から五軍都督府へ、などに用いる。

(2)清代、統属関係にある下級機関から上級機関へ提出する文書の一つ。六科から都察院へ、提督・総兵から兵部へ、などに用いる(『光緒会典』)。

**呈解** 呈とともに物や人などを送る。

**呈詳** 詳を提出する。詳を参照。

**呈堂** 所属の下級官吏が堂上官(長官またはそれに準ずる官)に文書を提出すること。堂を参照。

**呈奉** 上官に呈を提出し、それに対する指示を受けること。堂を参照。

**呈報** 呈を提出して上官に報告する。

**転** とりつく、転送する。ある機関が、他の機関から到来した文書や

物などを、さらにその他の機関へとりついで送ること。

**転移** 公文書をうけた機関がそれを他機関へ転送する。なお移を参照。

**転解** 物や人などをとりつき送る。解は護送する。

**転繳** とりついでわたす。転送して納付する。

**転交** 物などをとりついでわたす。

**転行** 文書を転送する。

**転懇** 請願の内容をとりつく。

**転詳** 詳を上司へとりついで報告する。詳を参照。

**転達** とりついで知らせる。

**転発** とりついで送る。発は送るの意。

**都院** 清代、巡撫の略称。撫院・撫都院ともいう。巡撫が都察院右副

都御史であったことから生じた呼称(都院を参照)。なお明代には巡

撫の敬称としては軍門都御史を用いた。

到 他機関からの文書が、ある機関に到達したことをあらわす語。直

後に文書が到達した機関や、その長官または文書を受けとった官吏の自称を記して、到部・到臣・到道・到職などのように用いる。また琉球の場合は到国とする。『送回北京兵部差委錦衣衛指揮史世用呈称、…等情。到国。』(〇七〇二)

**等因** (1)引用文の文末におく語の一つ。下行文・平行文・法令などを引用するとき用いる。引用文の前におく開・称との組み合わせにより、引用符の役割を果たす。なおこの語に続いて下行文の場合には「奉此」「蒙此」、平行文には「准此」と記すことが多い。『吏文』所収の明初の文書には「等因」やその類語の用例がみられない。おそらく文書の一部の引用であるとの意をあらわすと同時に、引用文の文末を明示する効果をもつことから広く使われるようになったのであろう。

(2)琉球の文書には等因・等情を引用文とは関係なく文章の段落の終りに置く場合があるが、特に意味はない。卷一九〇二〇に多くみられる。(二九一〇五)注(10)参照。

**等縁由(縁)** 引用文の文末におく語の一つ。上行文の引用に用いる。なお縁は由の代替字。

**等語** 引用文の文末におく語の一つ。明代、上行文を引用するとき用いる。また清代では以上の用法のほか、六部の題本の中で、巡撫の題本の引用文の終りには「等語」をおくのが通例である。

**等情** 引用文の文末におく語の一つ。上行文や、人民から官庁への文書の引用に用いる。なお等因(2)を参照。

**等由** 引用文の文末におく語の一つ。上行文の引用に用いる。

統 切に。願望、請求の意をあらわす。統祈(切に願う)、統候・統聴

(…を待望する。候・聴はともに待つ、の意)のように用いる。

割 下行文の一つ。(1)明代、割付の略称(同項(1)を参照)。

(2)清代、六部から順天府・奉天府・太常寺等の在京の機関や布政司・按察司等へ、都察院から順天府・奉天府・六科へ送るなどに用いた

(「光緒会典」)。なお清代には割と割付は区別して用いられた。

割付 下行文の一つ。(1)明代、上級機関が統属関係にある下級機関や

自己に所属する機関に送る文書。具体的には六部から太常寺等の在京の機関や按察司・所属の各清吏司等へ、布政司・都指揮司から長史司・所属の府州等へ、都察院から監察御史(巡按等)などに送る。

『宝案』では礼部から貢使の伴送に当る官吏の出張命令、都察院から巡按への通知、布政司から海防庁への指令などの例がある。

(2)清代、提督から府・庁・州・県へ、巡撫から副將以下の武官などへ送る文書(「光緒会典」)。

堂 堂官(堂上官)の略語。諸官庁の長官(またはそれに準ずる官)

をさす(六部の尚書・侍郎、諸寺の卿や、地方では知府・知県など)。

『宝案』では、礼部の堂官や布政司の長官に対する使用例がみられる。堂官から所属の官吏に対する指令を堂批といい、所属の官吏が堂官に呈を提出することを呈堂という。また呈を堂官に提出してその指令を受けたとき「呈奉堂批」と称する。

道 分守道・分巡道・巡海道・兵備道・糧道など、地方の行政や守備

その他の業務を分掌する官の総称。道員ともいう。

は行

牌 (1)官吏の出張に際して発給し、駅通において必要物資の供給を受

ける等のための身分証明とした文書。任務完了の期限を定めて発行し、事後は発給機関に返納された。

(2)下行文の一つ。明代に地方官が用いるようになった。憲牌と称さ

れることが多い。このほか『宝案』では令牌・軍令牌ともいい、牌

文(〇八一七)・牌案(一〇一〇四)・信牌(三一三二)という例も一つずつある。使用者は巡撫・巡按・總督・按察司・道である。『宝

案』中の牌の使用例は万曆三十年が最も早い。その後は明初から使用されていた一種の指令文書である案驗と併用されており、清初もこれにならったが、康熙二十九年以降は牌のみしかみられなくなる。

上級機関から下級機関への指令文書として広く用いられた。

発 送り出す。派遣する。護衛を付けて送る。発往・発回・解発・打

発・転発などのように用いる。

煩 要請の意をあらわす謙讓語。請願の語とともに用いることが多い

(煩乞・煩請)。平行文の末尾の、相手方に案件の善処を希望する意向を伝える文章の冒頭に用いる。

煩為 煩とほぼ同意。

盤 検査する、取り調べる、の意(盤驗・盤詰・盤阻・会盤)。

批 上級機関が下級機関に、官庁が人民に対して指示・命令すること。またその文書。

(1)明代、上級機関が上司の決裁を求めて下級機関より提出された



文書（呈・詳）に、可否の決裁や自己の指令をその文書に付記して  
もとの下級機関に返却した。付記された上司の指示を批・批示とい  
う。

批を公文書の中で引用するときは以下のような特殊な形式を用い  
る。まず冒頭に以下に上司の批を引用することを明示するため「奉  
：（上司の官職名と人名）批」と記す。続いて批が付記された下級  
機関の文書を、通常の引用文の形式にしたがって引用する。その後  
改めて「奉批」と記してから上司の批の文章を引用し、最後に「奉  
此」として引用の終結を示す。すなわち冒頭の「奉：批」と中間の  
「奉批」の間は下級機関からの文書の引用であって批ではなく、ま  
た前後の二つの「批」は同じものをさしている。なお（〇七〇五）  
注（3）を参照。「崇禎十年四月内、奉巡撫福建都御史沈 批、該本  
司呈、…、等縁繇。奉批、朝廷許通貢、未言市糸。…通牙生事、重  
懲不貸、此繳。奉此。」（〇八一三）

批は下級機関からの文書名を冠して呈批・詳批などと表記される  
ことがある。またある機関の所属の官吏はその長官の批を堂批とよ  
ぶ（堂を参照）。

(2) 官吏や雑役に従事する人民に公用で出張を命ずる文書。この場合、  
公文書中では通例として批文と称す。文書・税物・人間などの搬送  
や、犯罪容疑者の捜索・逮捕を命ずるときなどに用いる。批によつ  
て出張を命ずることを批差という。『福恵全書』巻四に批の書式の例  
がみえる。

批允 下級機関からの申請に対する許可（を与えること）。

批廻 批回とも記す。地方からの税物などを受領した中央官庁は、そ

れらを搬送してきた官吏などの出張命令書（差批・解批等）にその  
むねを記載して、出張の官吏にかえす。これを批廻という。批廻は  
一種の領収書であり、また出張した官吏が任務完了して帰任する際  
の証明書の役を果たす。『宝案』における批廻の用法については（〇  
七〇三）注（7）を参照。

批示 批(1)に同じ。

批呈 下級機関からの呈に対して指令を与えること。

批文 批(2)に同じ。

備 (1) 備える、整える、用意する。同等または下級の機関に送る公文  
書の名称に冠して、その文書を作成する意をあらわす（備咨・備笥・  
備牌など）。また具とほぼ同意であり、具備・備具と熟語として用い  
ることがある。

(2) みな、十分に、つぶさに、詳細に。

備案 一般には記録する、（書類を）受理する、登録する、の意とされ  
るが、『宝案』では案験を作成する、の意で用いられている。

備辦 （物品を）調達する、用意を整える。辦はする、処理する、準  
備する、の意。

備由 事の詳細をもって文書を作成すること。由は事由の意。

表 表文。上奏文の一つ。定例の皇帝の誕生日（万寿聖節）や元旦・  
冬至（長至節）のほか、種々の慶事に当たつての慶賀や、皇帝への謝  
恩など、儀礼的なことがらを皇帝に奏上するために用いられた（『万  
曆会典』）。

票 下行文の一つ。牌とほぼ同様に使用された、より簡便な指令文書。

『宝案』では明末から用例がある。上官への尊称を冠して憲票とも

いう(一〇七—一七)(一九〇七)(二〇—二二)。

**稟** 下級機関から上級機関へ報告・上申・請願すること。またその文

書。ただし特定の種類の公文書の名称ではない。『宝案』では主に報告書・上申書をさす。稟報・稟請・告稟などのようにも用いる。

**付** 付文。平行文の一つ。六部内の各清吏司の間、五軍都督府および都指揮司・布政司等の各房・科の間を往復する官庁の内部文書。案件を同一官庁内の担当または関連の部署へひきわたすため用いられた。付を送ることを移付・開付という。なお房・科は官庁内の下部組織で吏戸礼兵刑工の六房のほか、勘合の収発にかかわる勘合科などの例がある(一〇七—〇八)参照。官庁によっては六房のみで科はおかれない。

**附巻** 書類に添付する。附はつけ加える、巻は文巻(文書、分類して保存してある書類)の意。ある件の保存書類に、関係のある領収書・証明書などを参考文書として補足添付すること。

**符文** 琉球国王が中国へ朝貢する使節団の身分証明のために発行した文書。(二三—〇一)注(2)参照。

**母違** 上級機関から下級機関へ、官庁から人民へ発出する指令などの文書の末尾におき、文書中の命令や訓示などに違反したり、実行を遅らせたりしてはならない、との意をあらわす。「本年四月二十九日奉総督福浙部院加五級朱 憲牌。…。為此、備牌行司。照依部文内奉旨事理、即…、將開駕日期、一併具文詳報。母違。等因。奉此。」(一一—〇八)

**母違忽** 母違にほぼ同じ。命令・訓示に違反したりおろそかにしてはならない、の意。

**部** 吏戸礼兵刑工の六部のいずれかをさす略称。

**部院** (1)明清代、中央の六部と都察院・翰林院など院のつく官庁をあわせて呼んだ略称。

(2)清初、総督に対する敬称。総督が兵部尚書と都察院右都御史を兼官していたことから生じた呼称である。

(3)清代中期以降、巡撫の敬称。総督の敬称が部堂(督部堂ともいう。部堂は尚書の敬称)に変わり、それまで総督の敬称であった部院を巡撫に対して用いるようになった(巡撫は兵部侍郎と都察院右副都御史を兼官した)。なお都院を参照。

**部議** 六部の議論・提議。なお「聴部議」は、巡撫などの題本の末尾にしばしば用いられる語句で、本件を担当の部に下して検討させるよう請願する意をあらわす。担当の部がこれに答えて上奏することを題覆という。

**部文** 六部から他機関へ発出された文書の略称。

**覆** (1)くりかえす。回答する。復と書くときもある。主に熟語として用いる。また単独で回復(回答する)・題覆の略語として用いる。

(2)しらべる、の意。

**覆核** 審査する。核は子細に調査する、確かめる、の意。

**覆議** 再議する。議覆もほぼ同意。

**覆経** 以前にも行ったことがあるが、また…、の意。公文書中に述べられたことについて、それはすでに何度かくりかえし実行済みであるが再度実行する、という状況をあらわすために、文の冒頭に用いる語。「覆経、行擬杭州府呈称…」(以前と同様に文書で杭州府に命令したところ、かえってきた報告書によれば、の意)(一〇七—〇九)

覆行 くりかえし行う。

覆題 すでに上奏された事件について、担当の官庁が再び題本で上奏すること。またその題本。

覆奉 題覆（覆題に同じ）して皇帝の指示（旨）をうけること。

奉 (1)さしあげる。文書・物品などを提出する相手への敬意をあらわす。

(2)自己の動作に冠して、相手への敬意をあらわす。琉球国の文書に多用される用法である（奉齋・奉到・奉蒙）。

(3)皇帝や上級機関からの命令・文書などをうけとること。また特定の文書名を冠して用いて、その文書を提出して命令・指示をうけとった、の意をあらわす用法がある（題奉・呈奉）。なお琉球の文書にみられる用法として、過去にうけとった国王の文書・命令などをさして原奉ということがある。

奉行 上官などの命令を実行すること。「宝案」では多く琉球の文書に用いられている。「崇禎三年六月初六日、承准福建等処承宣布政使司咨、…等因。奉到。准此、欽此欽遵、擬合奉行。」（一九〇六）

奉此 このご指示により、この件につき了承いたしました、の意。上級機関からの文書の引用をしめくくるときに用いる語。「奉軍門都御史沈 憲牌、准礼部咨、…等因。奉此。」（〇八一―二）

本 (1)平行文・下行文中において、自己の官職の略称に冠して自称とする（本部・本司・本院）。

(2)その、当該の。ちょうど問題になっている当の、の意をあらわす（本国、本年・本月・本日）。月日に用いられているときは、直前に記された時期に同じであることを示す。「琉球国中山王尚 奏、前事、

等因。康熙二年十月二十二日奏、康熙三年七月十二日奉旨、覽…、欽此。欽遵、於本月十二日到部。」（〇五一―〇五）

(3)奏本・題本の略称。「又查、万曆十六年二月内、本部覆奉欽依後、有差官伴送夷人、經於賞賜本内坐名差委。」（〇七〇―八）

ま・や・ら 行

未敢擅便 独断で事を処理するわけにはいきません、の意。題本や上行文の結論として自己の見解を記述した後付加して、謙讓の意をあらわす語。この語句の後に、さらに上級機関の決裁を請求する文章がおかれるのが通例である。「該本部題覆。琉球国中山王尚 奏、

…。此金不便議准收受可也、臣等未敢擅便。謹題請旨、等因。」（〇五〇―六）

未便 不都合（である）。…することはできない、の意。「事属未便。」（〇七〇―八）、「未便即行遣回。」（二一―〇二）

無容議 論議を許さない、の意。自明あるいはすでに結論の出ていることがらにつき、議論の余地はないことをいう語。「無庸議」とほぼ同じように用いられる。「查、康熙二十年十二月内、臣部題覆琉球国世子尚貞為請封王一疏、内開、…。欽此、遵行在案。今、琉球国中山王世子尚貞承襲王爵、所賞給王併妃之処、無容議、等因。」（〇六〇―六）

無庸議 論議する必要はない、の意。請求を却下するときの慣用句で下行文に多く用いられるが、「宝案」では主に題本で意見を具申するときに用いられている。「該臣等議得、…。除被風飄失遭賊劫去一船

所載貢物、無庸査議、今□進到硫黄存貯福建外、其螺殼…」（〇五一—六）

蒙 (1) 相手からうけた働きかけに対する敬意をあらわす。琉球の文書に多用される。「承准欽差正使戸科左給事中杜 咨前事称、…等因。准此。蒙称、帝簡近臣…」（二九一—〇）

(2) 上級機関からの文書・命令をうけとること。通例、蒙は巡按や布政司・道などからの文書・命令に対して用い、巡撫・総督の文書・命令をうけたときには奉を用いる。

諭 皇帝や諸王などが自発的に下す指令・訓示。また上奏文による請願をうけて下すときでも、内外に布告する場合は諭という。諭に対して、旨は上奏文による請願をうけて発せられる指令をいう。「宝案」には皇帝の勅諭のほか、「三六一〇四」に南明の唐王の令諭の例がある。

籲 大声で呼ぶ、叫ぶ。転じて、祈る、訴える、願う（籲天・籲恩・籲呼）。

覽 皇帝の指示の用語の一つ。上奏文を読んで、内容を承知した、との意をあらわす。

理合 当然…すべきである、との意。公文書の末尾に用いる慣用句。合行・擬合・相応などとほぼ同意である。上行文に用いるとすることが通説であるが、明末・清初にかけては、上行文・平行文を問わず用いられている。

稟↓ヒン

類 まとめていくつかの案件などを一緒に処理することをあらわす語（類題・類進・類齊）。

類行 いくつかの案件をまとめて一つの文書にして送ること。

另 別と同じ。別の、ほかに、特に、の意（另文・另議・另給・另請）。

令 「差去員役、不必另造海船動費官銀幾千両。」（〇七—〇四）

令 皇太子・諸王の言辞に冠して敬意をあらわす語。令旨・令諭などのように用いる。「宝案」では琉球国王に対しても用いられている。

なお啓(3)・旨・諭を参照。「当蒙敬奉王令旨、何不早説、…以表遠意、敬此外、…」（四〇—〇一）